

小規模事業保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、本所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社エコエネルギー普及協会
所 在 地	仙台市宮城野区田子2丁目10-31・1F
電 話 番 号	0120-419-716
代表者氏名	代表取締役 長屋俊一

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模認可保育園 A型	
施 設 の 名 称	保育園れいんぼ一な一さり一多賀城高橋館	
施 設 の 所 在 地	多賀城市高橋3丁目4-24	
連 絡 先	電話番号 022-253-7117 FAX 022-253-7044	
管 理 者	施設長 鈴木 望	
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童（原則3歳未満児）	
利 用 定 員	0歳	2人
	1歳	6人
	2歳	4人
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日	
認 可 年 月 日	平成28年 3月31日	
確 認 年 月 日	平成28年 3月31日	
事 業 所 番 号	未付番	

※3歳以上児については、原則として保育所等への転所という取扱いとなります。

3 サービスの目的・運営方針

保育園れいんぼ一な一さり一多賀城高橋館（以下「本所」という。）は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

- (2) 本所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭や地域との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、安定した環境のもとで十分自己を発揮できるようにし、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 本所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 本所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
- (5) 本所は、保育目標「じょうぶで体力のある子ども・元気よく友達と遊ぶ子ども・明るくやさしく素直な子ども」を達成すべく事業を実施するものとする。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	7 3 9 . 5 2 m ²
	園庭	4 9 . 4 7 m ²
園 舎	構 造	R C 造
	延べ面積	1 4 2 . 5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0 歳児クラス
ほふく室	1 室	1 歳児クラス
保育室	1 室	2 歳児クラス
調理室	1 室	

<ほふく室と乳児室が兼用の場合は、それがわかるように記載すること。>

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
所長	1	
保育士	6	常勤 5 非常勤 1
栄養士	2	常勤 1 非常勤 1
調理員	2	兼任
事務員	2	非常勤 2

本所では、多賀城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年多賀城市条例第 1 3 号）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

員数については、原則の配置数となりますので、退職等により一時的にこれを下回ることがあります。

保育士の員数については、児童の人数等の状況、雇用形態の違い等により、これに上限する場合があります。

【各職種の勤務体系】

職 種	勤務体系
所長	勤務時間帯（7：15～19：15）のうち8時間00分
保育士	勤務時間帯（7：15～19：15）のうち所長が指定する8時間00分
栄養士	栄養管理・献立立案
調理員	保育士兼務
事務員	非常勤

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日は休所となります。

また、災害等によりやむを得ない場合は、臨時で休所することがあります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の時間のうち保護者が保育を必要とする時間とします。

7:15	8:30	16:30	18:15	19:15
延長保育①	保育短時間	延長保育①	延長保育②	
保育標準時間				延長保育②

※延長保育①は、保育短時間の場合にのみ発生します。

※延長保育を利用の場合は、別途保護者負担金が必要となります。

8 提供する保育等の内容

本所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 土曜日の共同保育・お盆期間

連携施設の社会福祉法人 楽城会 山王こども園にて共同保育をします。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、次のとおり食事の提供を行います。

ア 0歳児 一人ひとりの成長に応じ、ミルク・離乳食・幼児食へと移行します。

イ 1歳児及び2歳児 午前間食、昼食、午後間食

- ※ 一人ひとりの成長の段階に応じた内容とするため、上記と異なる対応である場合があります。
- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギーについても別途対応しています。
- ※ 延長保育②を行う場合には、延長保育②の時間に入ってから補食を行います。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育及び延長保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けたお住まいの市町村が定める保育料を本所にお支払いいただきます。ただし、非課税世帯の児童は保育料が無償化されます。

延長保育については、本所に対し、次のとおり定める保育料をお支払いいただきます。

標準保育	・・・1ヶ月	2,000円
短時間保育	・・・1ヶ月	1,100円（8H～11H）

※延長利用の場合は当園に対し事前に申請が必要です。

※延長保育を利用しない場合は、当園に対し延長保育申請取り下げ書の提出が必要となります。利用申請書が出ている間は利用がなくても料金が発生します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

おむつ処理代	1ヶ月	300円
スポーツ保険代	毎年4月に	315円（年額）

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 連携施設

本所の連携施設は、次のとおりです。

事業所名	住所	連携の内容	連携協定締結日
多賀城高崎幼稚園	城南 2丁目 21-1	卒園後の受入・園庭利用・代替保育	平成 28 年 2 月 4 日
認定こども園 ドリームチルドレン	高崎 1丁目 14-10	卒園後の受入・園庭利用・代替保育	平成 30 年 4 月 1 日
山王こども園	山王字山王 3 区 58 番地	卒園後の受入・園庭利用・代替保育	平成 31 年 4 月 1 日

1 1 利用の開始に関する事項

本所では、市からの調整後、面談等の審査を行い（主に集団保育が可能かという視点での審査です。）、本所での保育が可能と判断された場合は、別に定める契約書を締結します。

契約書には、この重要事項説明書の内容が主に記載されています。

1 2 利用の終了に関する事項

本所では、次の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 3歳に達した年の年度末を迎えたとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 特別の事由がなく引き続き20日以上欠席したとき。
- (4) 入所児童の保護者が保育上の指示に従わないとき。
- (5) 感染症又は保育に支障のある疾病にかかっているとき。
- (6) 退所の届出があったとき。
- (7) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 3 申請内容の変更に関する事項

教育・保育給付認定の申請書類に変更が生じた場合には、教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届の記載をお願いしています。変更が生じる月の前月の25日までにご提出ください。

提出がない場合、保育料に不利益な影響がある場合がありますので、変更があった場合は、速やかに本所又は多賀城市までお問い合わせください。

1 4 秘密保持

本所では、管理者及び職員並びに職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定の子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員に対して、厳しく指導をしています。

特に、世帯の所得に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。

また、児童に関する情報についても、法の規定がある場合を除き、同意なく、他の者に提供することはありません。ただし、地方公共団体等が収集する場合で事務の執行上やむを得ないと認められる場合及び児童の生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

提供する場合にあっては、提供したものに対して、本人の同意なく他の目的又は他の施設等への使用又は提供を行わない旨誓約させます。

15 囑託医

本所は、次の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	まんてん堂こどもクリニック
医 院 長 名	佐藤 宣貴
所 在 地	仙台市宮城野区新田東3丁目2-7
電 話 番 号	022-728-6260

(2) 菌科

医療機関の名称	森の風歯科クリニック
医 院 長 名	戸塚 宜子
所 在 地	多賀城市高崎3丁目11-22
電 話 番 号	022-309-1855

16 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の別途指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。ただし、児童のかかりつけの医療機関が休診日等診察が行えない状況であり、かつ、緊急連絡先との連絡が速やかに行えない場合には、事前の連絡なく嘱託医に診療を依頼することがあることを御承知おきください。

1.7 要望・苦情等に関する相談窓口

本所では、要望・苦情等に係る窓口を次のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 鈴木望、責任者 長屋俊一 ・利用時間 ８：３０～ １７：３０ ・電話番号 ０２２－２５３－７１１７ F A X ０２２－２５３－７０４４ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員		
行政機関	多賀城市 子ども政策課	電話番号 ０２２－３６８－１６１１
	子育て支援係	電話番号 ０２２－３６８－１６０６

※ 本所では、上記のほか、所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 本所では、要望・苦情等があったことにより、当該要望・苦情等を行った保護者の特定や児童への差別的取り扱いを行いませんので、御安心ください。

18 不当介入、不当要求に対する処置

本所は、当局の指導により、保育所の運営に当たり暴力団員による不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、多賀城市に対しその旨を報告します。

また、暴力団員ではない保護者等からの不当要求を受けた場合にも、これに準じた対応を行います。

19 児童虐待（DV）に対する措置

本所では、児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。

また、出産や子育てに関する悩みや疑問についてもいつでもお気軽に御相談ください。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、本所、児童相談所又は市役所子ども政策課子育て支援係までご連絡ください。

20 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
備蓄等	・非常用食糧 有 ・飲料水 有 ・日用品 有 ・自家発電装置等 無

21 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・傷害保険
保険の内容	施設賠償責任保険・・・施設内外での対人・対物など 身体 一事故 500,000 千円 一人 50,000 千円 生産物賠償責任保険・・・保育中の食中毒など 身体 一事故 500,000 千円 一人 50,000 千円
傷害保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」加入 保険内容 別資料配布

2 2 本所におけるその他の留意事項

喫煙	本所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、本所内における他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は御遠慮ください。

同意書の提出

この書類の配布により、施設の概要・重要事項の説明ことへの同意書の提出をお願いします（提出がない場合入所が出来ません。）。

また、個人情報の提供の同意書と共同保育の同意書についても、提出の協力をお願いします。

なお、この説明及び同意書の提出は、入所を意味するものではありません。
入所については、契約をもって入所決定となります。

私は、書面に基づいて小規模保育事業、保育園れいんぼ一な一さり一多賀城高橋館の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：多賀城市

兒童氏名：

保護者氏名 : _____ 印 _____

児童から見た続柄

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
おむつ処理代		月額 300円
スポーツ保険代		毎年4月(年額) 315円
しゅっせきぶっく	破損・紛失時	1冊 245円(変動あり)
れんらくノート	破損・紛失時	1冊 160円(変動あり)
集金袋	破損・紛失時	1袋 90円(変動あり)

